【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年１月13日
【会社名】	株式会社国際協力銀行
【英訳名】	Japan Bank for International Cooperation
【代表者の役職氏名】	代表取締役総裁　渡辺　博史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目４番１号
【電話番号】	03-5218-3304（代表）
【事務連絡者氏名】	企画・管理部門　財務部長　会田　守志
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目４番１号
【電話番号】	03-5218-3304（代表）
【事務連絡者氏名】	企画・管理部門　財務部長　会田　守志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集　10,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

１ 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社国際協力銀行第１回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	―
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（％）	未定 （第305回国債の流通利回り（年２回複利ベース）の率～同利回りに0.200％を加えた率を仮条件とする。需要状況を勘案したうえで、平成27年１月21日又は平成27年１月22日のいずれかの日（以下「利率決定日」という。）に決定する予定である。）
利払日	毎年６月20日及び12月20日
利息支払の方法	１．利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成27年６月20日を第１回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年６月20日及び12月20日の２回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 払込期日の翌日から平成27年６月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 ２．利息の支払場所 (注）12. 「元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	平成31年12月20日
償還の方法	１．償還金額 額面100円につき金100円 ２．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成31年12月20日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもすることができる。 ３．償還元金の支払場所 (注）12. 「元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成27年１月22日（注）13.
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成27年１月28日（注）13.
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
担保	本社債の社債権者は、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号。以下「国際協力銀行法」という。）の定めるところにより、株式会社国際協力銀行（以下「当行」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項無し。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項無し。

(注)

１．信用格付

本社債について信用格付業者から取得する予定の信用格付及び取得予定日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「Ｒ＆Ｉ」という。）
信用格付：ＡＡ＋（取得予定日　利率決定日）
入手方法：Ｒ＆Ｉのホームページ（http://www.r-i.co.jp/jpn/）の「ニュースリリース／クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載される予定である。
問合せ電話番号：03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「ＪＣＲ」という。）
信用格付：ＡＡＡ（取得予定日　利率決定日）
入手方法：ＪＣＲのホームページ（http://www.jcr.co.jp/）の「格付情報」の「当月格付」（http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php）に掲載される予定である。
問合せ電話番号：03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）
信用格付：Ａ１（取得予定日　利率決定日）
入手方法：ムーディーズのホームページ（http://www.moodys.co.jp/）の「当社格付に関する情報」の「レポート」の中の「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載される予定である。
問合せ電話番号：03-5408-4100

(4) スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「Ｓ＆Ｐ」という。）
信用格付：ＡＡ－（取得予定日　利率決定日）
入手方法：Ｓ＆Ｐのホームページ（http://www.standardandpoors.co.jp）の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社）」（http://www.standardandpoors.co.jp/pcr）に掲載される予定である。
問合せ電話番号：03-4550-8000

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報若しくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられる（若しくは保留される）ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

２．社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとする。

３．社債管理者

株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

４．期限の利益喪失に関する特約

当行は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

(1) 当行が上記「利息支払の方法」欄第１項又は「償還の方法」欄第２項の規定に違背し、５銀行営業日以内に履行又は治癒されないとき。

(2) 当行が発行する本社債以外の社債及び国際協力銀行法附則第17条に基づき当行が連帯債務を負う債券（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても５銀行営業日以内に弁済することができないとき。

(3) 当行がその社債及び承継債券を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証に係る債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から５銀行営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該借入金債務又は保証債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。

(4) 当行が破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立をしたとき。

(5) 法令により、本社債の償還期日前に当行が解散することが決定され、かつ、本社債の債務が第三者に承継されないことが明らかとなったとき。

(6) 当行が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

５．社債管理者に対する通知

当行は、次の各場合にはあらかじめ社債管理者に通知しなければならない。

(1) 当行の事業経営に不可欠な財産を譲渡し、又は貸与しようとするとき。

(2) 当行が当行の重要な資産の上に担保権を設定するとき。

(3) 事業の全部又は重要な部分を変更し、休止若しくは廃止しようとするとき。
(4) 資本金の額を減少しようとするとき。
(5) 組織変更、合併又は会社分割をしようとするとき。

６．社債管理者による倒産手続に属する行為
本社債については、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第676条第８号に掲げる事項について定めないものとする。

７．社債管理者による異議
本社債については、会社法第740条第２項本文の規定を適用しないものとする。

８．公告の方法
本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各１種以上の新聞紙への掲載により行う。

９．社債権者集会
(1) 本社債の社債権者集会は、当行又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
(2) 本社債の社債権者集会は、東京都において行う。
(3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当行が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の１以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行又は社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
(4) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第１号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前３号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

10. 社債管理者への報告
(1) 当行は、毎事業年度、財務諸表及び事業の概況書を社債管理者に送付する。
(2) 当行は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者にその写を提出する。ただし、当行がこれらの報告書について同法第27条の30の３に基づき電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知することにより、報告書の写の社債管理者への提出を省略することができる。
(3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当行に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

11. 発行代理人及び支払代理人
上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行においてこれを取り扱う。

12. 元利金の支払
本社債の元利金は、社債等振替法及び上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

13. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、利率決定日において正式に決定する予定である。なお、需要状況を勘案したうえで、上記申込期間及び払込期日を繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成27年１月15日から平成27年１月22日までを予定しているが、実際の利率の決定については、平成27年１月21日又は平成27年１月22日のいずれかの日を予定している。したがって、申込期間及び払込期日が最も繰り上がった場合は、申込期間は「平成27年１月21日」、払込期日は「平成27年１月27日」となることがある。

２ 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（百万円）	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	3,000	１．引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 ２．本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金 22.5 銭とする。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	3,000	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号	3,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	500	
計	―	10,000	―

(注) 引受人の氏名又は名称、住所及び引受けの条件については、上記の通り内定しているが、買取引受契約は利率決定日に調印する予定である。

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に38万円を支払うこととしている。

３ 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
10,000	30	9,970

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,970百万円については、平成26年度及び平成27年度における貸出金等の長期的投資資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定でありますが、具体的な使途別の内容、金額及び支出予定時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する予定であります。

第２ 【売出要項】

該当事項はありません。

第３ 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第４ 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部　【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部　【追完情報】

１．事業等のリスクについて

後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年１月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年１月13日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

２．資本金の増減

後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書に記載された資本金の額は、当該有価証券報告書の提出日（平成26年６月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成27年１月13日）までの間において、日本国政府に対する有償株主割当により、以下の通り増加しております。

平成26年６月26日現在の資本金	資本金の増加額	平成27年１月13日現在の資本金
1,360,000百万円	31,000百万円	1,391,000百万円

第四部　【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第２期）	自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日	平成26年６月26日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 （第３期中）	自　平成26年４月１日 至　平成26年９月30日	平成26年12月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）Ａ４－１に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部　【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成２６年６月１８日

株式会社　国 際 協 力 銀 行
　取 締 役 会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　茂木 哲也　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　三浦　　昇　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　伊澤 賢司　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社国際協力銀行の平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの第２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社国際協力銀行の平成２６年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

＊１　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
＊２　XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成２６年１１月２１日

株式会社　国際協力銀行
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂	木	哲	也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦		昇	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	澤	賢	司	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社国際協力銀行の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第３期事業年度の中間会計期間(平成２６年４月１日から平成２６年９月３０日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社国際協力銀行の平成２６年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成２６年４月１日から平成２６年９月３０日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

＊１　上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
＊２　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。